

## 千葉県清掃工場次世代自動車用急速充電器利用要領

### 1 趣旨

この要領は、本市が清掃工場に設置する次世代自動車用急速充電器（以下「急速充電器」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

### 2 設置場所

急速充電器の設置場所は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県北清掃工場	千葉県花見川区三角町727番地1

### 3 管理者

急速充電器の管理は、各設置場所を所管する施設の長が行う。

### 4 利用時間

(1) 急速充電器の利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときはこれを変更することができる。

(2) 一回に利用できる時間は、最大30分間とする。

(3) 急速充電器の利用を休止する日は、次のとおりとする。

ア 千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日

イ 清掃工場の定期修繕期間及び急速充電器のメンテナンスの日

ウ その他市長が必要と認める日

(4) 市長は、(3)イ又はウの理由により急速充電器の利用を休止するときは、急速充電器周辺の見やすい場所にその旨を掲示するものとする。

### 5 利用料金

急速充電器の利用に係る料金は、無料とする。

### 6 対象車両

急速充電器を利用できる車両は、有効な自動車検査証を備えている次世代自動車とする。

### 7 利用方法

(1) 急速充電器を利用しようとする者（以下「利用者」という。）が急速充電器を利用する際は、次世代自動車を管理者が指定した駐車位置（以下「充電スペース」という。）に駐車するものとする。

(2) 利用者は、管理者の指示に従い、定められた手順に従って急速充電器を利用するものとする。

(3) 急速充電器は、営利を目的として利用してはならない。

### 8 利用停止等

市長は、利用者が次の(1)から(8)までに該当すると認められるとき、急速充電器の利用を停止し、若しくは制限し、又は充電スペースからの移動を命じることができる。

(1) 4(2)に規定する利用時間を超えて急速充電器を利用したとき。

(2) 次世代自動車の充電以外の目的で急速充電器を利用したとき。

(3) 充電スペースを次世代自動車の充電以外の目的で利用したとき。

(4) 充電スペースに充電完了後も継続して駐車したとき。

(5) 急速充電器を営利を目的として利用したとき。

(6) 急速充電器及び充電スペースの付近で他の利用者の迷惑となる行為をし、又は他の車両（自転

- 車を含む。)の駐車若しくは通行を妨げ、若しくは損傷するおそれがあるとき。  
(7) 急速充電器の設備を汚損若しくは毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。  
(8) その他急速充電器の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき。

#### 9 損害賠償

利用者は、その責めに帰すべき理由により急速充電器を汚損若しくは毀損し、又は滅失したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

#### 10 免責

利用者は、急速充電器を自己の責任のもとで利用するものとし、利用中の次世代自動車等の盗難又は損傷、利用者の健康上の被害、充電スペース内の事故による損害、急速充電器の利用方法と異なる利用によって生じた損害、その他火災等不可抗力によって生じた損害については、市はその賠償の責任を負わない。

#### 11 その他

この要領に定めるもののほか、急速充電器の利用に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要領は、令和3年1月18日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。